

新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業) 令和7年度募集について

令和6年4月以降に50歳未満で新規就農した方に対して、機械・施設等の整備に要する経費について、補助対象事業費上限1000万円において事業費の3／4を交付します。ただし、新規就農者育成総合対策 経営開始資金交付対象者は、上限500万円で事業費の3／4を交付です。

1 提出書類と提出先

「青年等就農計画認定申請書」及び「経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号)(添付書類を含む)」を石井町役場産業経済課へ提出してください。

2 応募条件等

主な要件(すべて満たす必要があります)

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次の要件を満たす独立・自営就農であること。

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

- ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。

- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

- ・交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

- ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に青年等就農計画の認定の取消しを受けた場合及び農業経営改善計画の認定を受けた場合は給付対象外とする。

(4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号)を添付したもの(以下、「経営発展支援事業計画等」という。)が以下の基準に適合していること

- ・農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

- ・計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる計画であると町長に認められること。

(6) 目標地図への位置づけ

町が作成する地域計画目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

(7) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(8) 新規就農者育成総合対策事業に係る個人情報の取扱いについて同意すること。

(9) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

3 助成対象

(1)助成の対象となる事業内容は、次の通りです。

- ・ 機械・施設等の取得、改良又はリース
- ・ 家畜の導入
- ・ 果樹・茶の新植・改植
- ・ 農地等の造成、改良又は復旧

(2)本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)

(3)(1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。

イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(A GUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に向けた取組を行うこと。

ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア)原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

(イ)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすこと。

(a)農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

(b)農業経営において真に必要であること。

(c)導入後の適正利用が確認できるものであること。

b 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、aの(a)から(c)までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置すること。

(ウ)整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の計画の成果目標達成に直結すること。

(エ)整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるも

のこと。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(オ)整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。

(カ)導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数(新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。)が経過するまでの間、保管すること。

(キ)導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI(Application Programming Interface:複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み)を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。

お問い合わせ先

石井町役場 産業経済課

電話:088-674-1118